

(概要版)

第10次深川市高齢者福祉計画

・第9次介護保険事業計画

(令和6年度～令和8年度)

【素案】

第10次深川市高齢者福祉計画・第9次介護保険事業計画【令和6年度～令和8年度】概要版

1. 計画策定にあたって P1～P4

(1) 計画策定の趣旨・・・P1

介護保険制度は、誰もが生きがいに満ちた老後を迎えるため、介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、社会全体で支え合う仕組みとして平成12年度にスタートしました。わが国では少子高齢化が進行しており、本市は既に高齢化率40%を超え今後もさらに高齢化の進行が予想されているなか2025年には75歳以上人口がピークとなり高齢化率は45%程度となることを見込まれています。また、2040年には高齢化率が50%を超える見込みであり、現役世代の人口を高齢者人口が上回ることが予想されています。こうしたなか、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービスの基盤を整備するとともに、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上を図るほか地域における支え合い活動の推進や担い手の育成など、高齢の方々が可能な限り住み慣れた地域で日常生活を営むことができる、地域の実情に応じた地域包括システムの深化・推進を目指し策定します。

(2) 計画策定の概要・・・P2

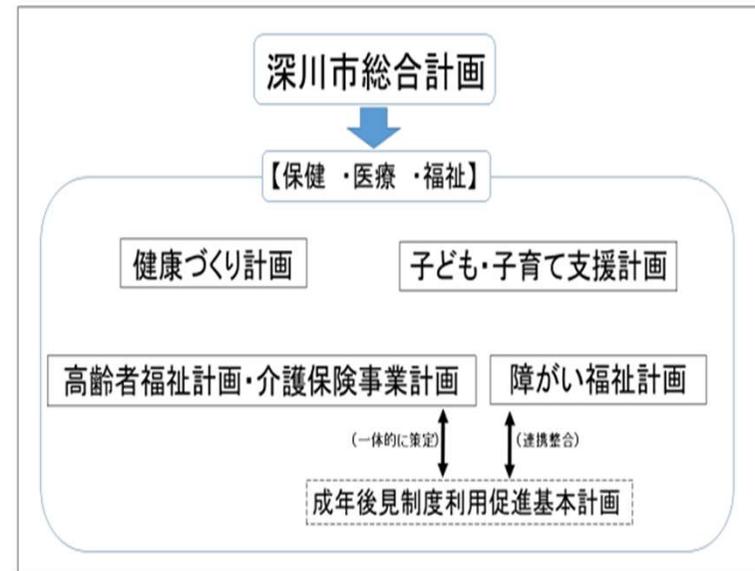
本計画は、深川市総合計画を上位計画とし、保健、医療、福祉の各分野の個別計画との整合性と連携を図るとともに、国、道などの政策動向との整合を図り策定します。また、認知症や精神障がい者・知的障がい者など支援を必要とするすべての方が、社会の一員として住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることを目指し「成年後見制度利用促進基本計画」を本計画へ包含し、深川市総合計画と調和し、体系上関連計画である本計画と一体的に策定し障害者福祉計画との整合性を図り策定します。

(3) 計画期間・・・P3

本計画は、令和6年度(2024年)から令和8年度(2026年)までの3年間を計画期間とします。

(4) SDGsとの関連・・・P4

「SDGs:Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」は、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた国際目標です。本計画においても、SDGsのゴール達成に向け、本市の高齢者福祉を推進します。



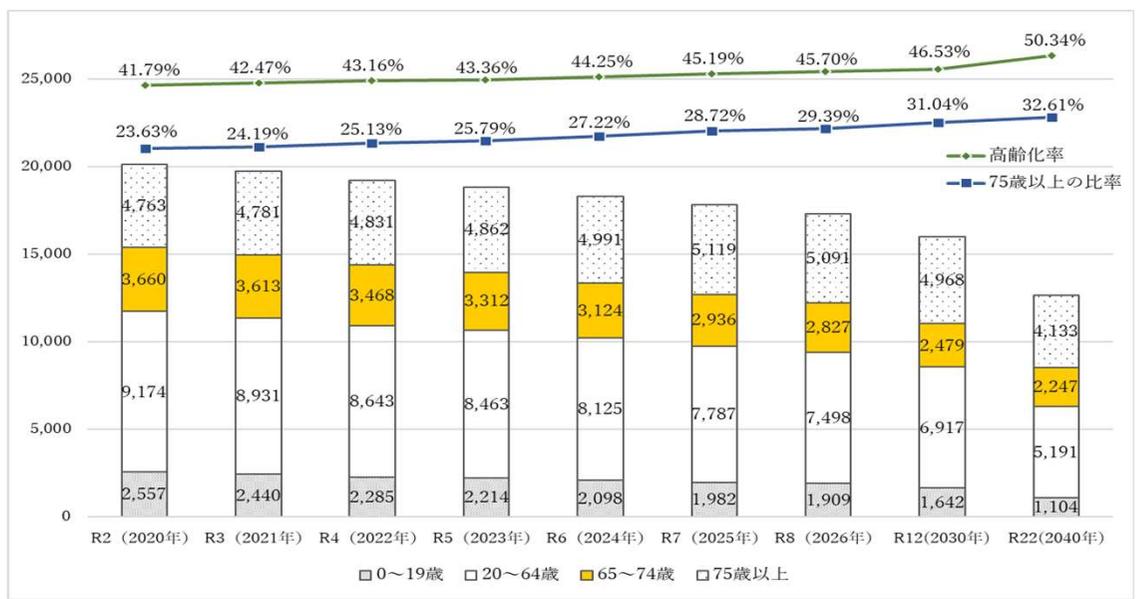
SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



2. 高齢者の現状 P6～P7

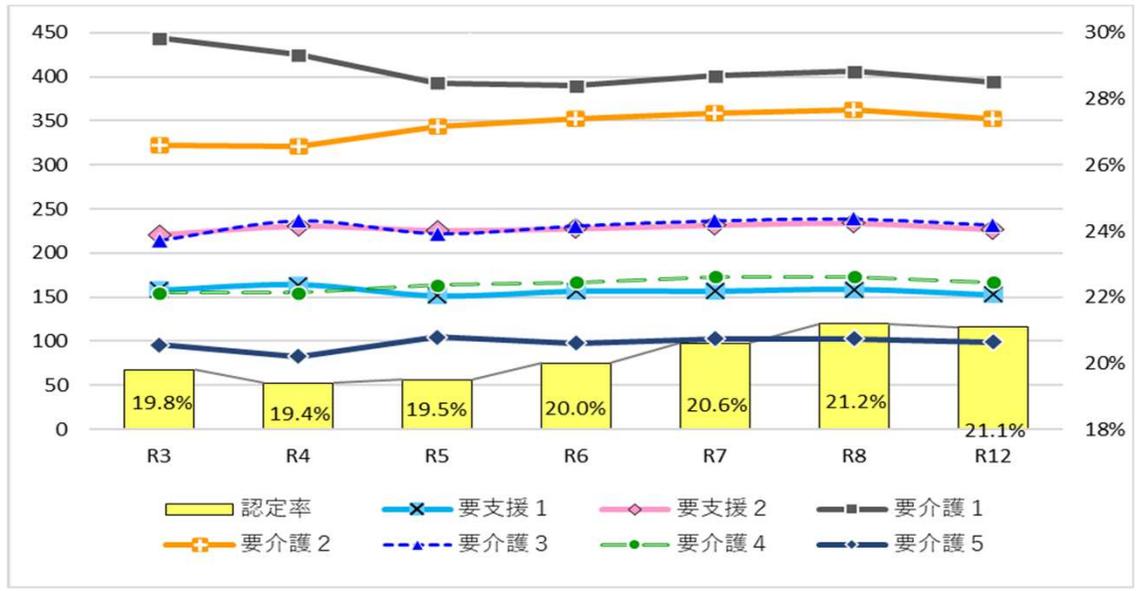
(1) 高齢者の人口動向と将来推計・・・P6

本市における人口は現在も減少傾向にあり、今後74歳までの各年代においては引き続き人口が減少していくものと推測されます。
 また、前期高齢者(65歳～74歳)は今後、緩やかに減少していく反面、後期高齢者(75歳以上)の増加に伴い、現役世代の人口と高齢者人口の差が縮みつつあるなか、高齢化率は上昇する見込みとなります。



(2) 要介護認定者数およびサービス利用者の状況・・・P7

第1号被保険者数は人口減少とともに今後も減少していく傾向にありますが、要介護認定者数はほぼ横ばいに推移するなか、令和7年以降は後期高齢者(75歳以上)の増加が見込まれ、さらなる要介護認定率の上昇が見込まれます。



3. 高齢者を取り巻く現状と課題 P11～P15

第9次深川市高齢者福祉計画・第8次深川市介護保険事業計画(令和3年度～令和5年度)において掲げた基本目標ごとに、3年間の取組実績と成果、関連するアンケート調査の結果から、高齢者を取り巻く課題について整理しています。

(1) 地域で支え合う仕組みづくり……P11

高齢者が抱える課題は複雑化し、医療・介護双方のニーズを有したり、8050問題など既存サービスでは対応しきれない課題が多くなってきています。これらの課題解決に向けて地域包括支援センターの更なる機能強化が求められており、地域包括支援センターでの多職種連携の強化、生活支援等体制整備に向け地域住民等の協力を得ての地域の支え合い活動体制の構築、医療と介護の連携強化が重要です。

(2) 認知症への支援と権利擁護の推進……P12

認知症サポーター養成講座等を通じ認知症への理解は進んでいる一方で、独自調査の結果、認知症の相談窓口を知らないとの回答が半数以上あったことから、認知症の方とその家族が住み慣れた環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、より一層普及啓発に努める必要性があげられます。また、権利擁護の推進のため成年後見制度など制度の利用が必要な方が必要時に制度を利用できるよう普及啓発の取り組みが求められています。

(3) 介護予防・健康づくりの推進……P13

参加者のニーズ等に合わせ、地域の集まりやすい場所での事業開催や地域とのつながりが希薄化し孤立しないための拠点づくりに取り組んできました。今後、市民がフレイル予防の意識を高め、住民主体の取り組みが継続できるよう支援を進める必要があります。

(4) 安心、快適な暮らしの確保……P14

市独自で実施しているサービスについて、各関係機関の協力により高齢者の安全確保等の取り組みに努めており、今後の高齢化率の上昇で、単身高齢者や高齢夫婦世帯の増加が見込まれるため、より一層のサービスの充実が必要になるものと考えます。

(5) 介護サービスの充実……P15

ケアマネジメントを通じて適切なプランの作成により日常生活の維持・改善を図るもので、今後もケアマネジメントの機能強化のため、資質向上の研修会の開催や関係職種によるネットワークづくりの推進が必要となります。

近年は介護職員初任者研修の受講者が減少しており、慢性的な担い手不足が進んでおり、介護人材確保に向けた課題があげられます。

4. 基本理念・基本目標 P16～P19

保健・福祉・介護、地域組織等さまざまな関係機関との連携による地域包括支援ネットワークを強化するとともに地域包括ケアの中核を担う地域包括支援センターの機能強化を図ります。

- ①地域包括支援センターの機能強化
- ②生活支援サービスの体制の推進
- ③医療と介護の連携

将来にわたり必要な人が必要な支援を受けられるよう、介護保険制度の持続可能性を高める必要があることから、介護従事者の資質の向上や介護給付等の適正化に取り組みます。

- ①介護保険サービスの提供
- ②介護保険事業の円滑な運営
- ③介護サービスの基盤整備と人材確保および質の向上

(5)
介護サービスの
充実

(1)
地域支え合い
活動の推進

(2)
認知症施策・
権利擁護の
推進

認知症基本法が成立し、国が策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進するとともに、高齢者虐待防止対策の推進や成年後見制度の推進に取り組みます。

- ①認知症施策の充実
- ②高齢者の権利擁護・虐待防止対策の推進

地域の絆を深め
安心して暮らせる
福祉のまちを共創し
ともに支え合い助け合える
「人にやさしい」まちづくり

(4)
安心、快適な
暮らしの確保

高齢者福祉サービスや介護サービスを提供できる体制強化と基盤整備を推進し、高齢者の安心・快適な暮らしを確保します。また、昨今の災害・感染症流行などの状況を踏まえた対策の推進に取り組みます。

- ①生活支援サービス
- ②住まい環境等の整備
- ③災害・感染症対策に係る体制整備

(3)
介護予防・健
康づくりの推
進

高齢者が自らの健康や社会参加に関心を持ち生活習慣の改善に資する取り組みができるよう広く啓発します。

- ①介護予防の充実
- ②健康づくりの推進
- ③保険事業と介護予防の一体的実施の推進
- ④生きがいづくり・社会参加の推進

5. 高齢者福祉施策の展開 P21～P46

高齢者の福祉施策の展開(主な施策)

<p>第1節 地域支え合い活動の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント ・総合相談事業 ・地域ケア会議の機能強化 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 ・地域見守りネットワークづくり事業 ・地域見守りネットワーク協定 ・高齢者基本台帳の整備 ・介護予防・生活支援サービスの提供基盤の整備 ・在宅医療・介護連携事業 <p>など</p>	<p>第2節 認知症施策・権利擁護の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症サポーター養成事業 ・認知症相談窓口および予防活動の周知 ・普及啓発のイベント等の開催 ・本人ミーティングの支援 ・認知症初期集中支援チーム ・認知症ケア向上事業 ・認知症カフェの支援 ・認知症サポーターフォローアップ事業 ・チームオレンジの活動整備 ・北空知成年後見相談センター運営 ・虐待防止のネットワークづくり <p>など</p>	<p>第3節 介護予防・健康づくりの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問型サービスA ・訪問型サービスC ・通所型サービスA ・通所型サービスC ・介護予防把握事業 ・介護予防普及啓発事業 ・男性のための介護予防教室 ・地域の通いの場介護予防活動支援 ・地域リハビリテーション活動支援事業 ・高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施 ・健康教育・健康相談 ・介護予防ふれあいサロン普及推進事業 ・住民活動やボランティア・NPO活動の促進 <p>など</p>	<p>第4節 安心、快適な暮らしの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・在宅老人等給食サービス事業 ・家族介護用品支給事業 ・移送サービス ・緊急通報システム ・高齢者等ごみ出し支援事業 ・高齢者バス利用料金助成事業 ・福祉除雪サービス ・養護老人ホーム ・サービス付き高齢者住宅 ・有料老人ホーム軽費老人ホーム ・生活支援ハウス ・救急あんしんカードの普及事業 ・感染症予防対策 <p>など</p>	<p>第5節 介護サービスの充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・訪問介護 ・訪問看護 ・訪問リハビリテーション ・通所介護 ・住宅改修費の支給 ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護保険料の収納率向上 ・要介護認定の適正化 ・縦覧点検・医療情報との突合 ・介護職員養成研修支援事業 ・深川市外国人介護人材受け入れ事業 ・ICTを活用した職場環境改善の取り組み ・電子申請・届出システム利用による事務負担軽減の取り組み <p>など</p>
---	---	---	---	---

6. 成年後見制度利用の推進(成年後見制度利用促進基本計画)P47～53

(1) 第二期深川市成年後見制度利用促進基本計画の位置付け

成年後見制度利用促進基本計画(以下「計画」という。)は成年後見制度の利用の促進に関する法律(平成28年法律第29号。)第14条第1項の規定に基づき、国の基本計画を勘案して、本市における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定め、今回第二期として権利擁護支援における地域ネットワーク構築を目指し作成するものです。

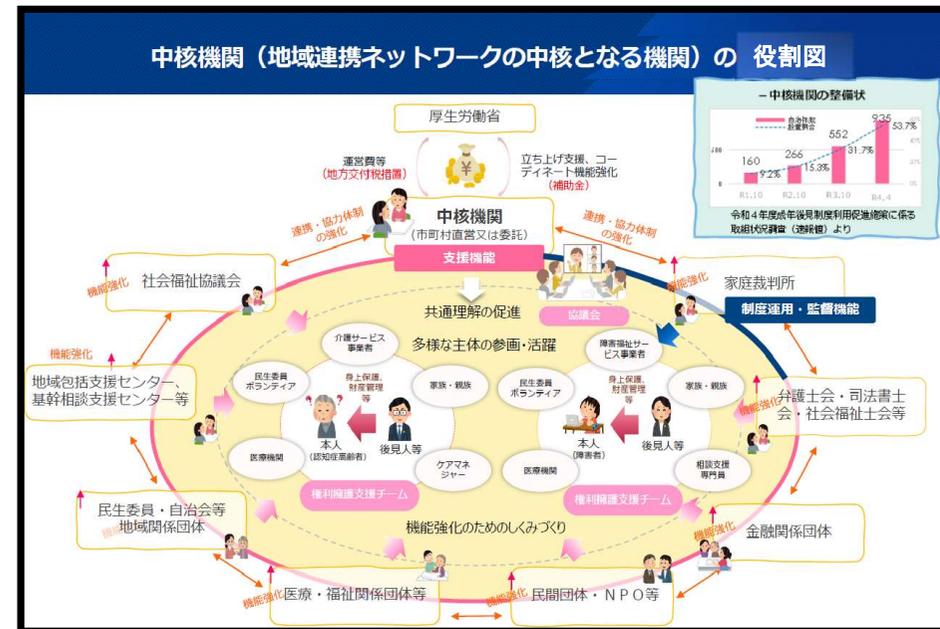
(2) 深川市の現状と課題

成年後見制度とは、認知症または精神上の障がい等により判断能力が不十分であるために契約等の法律行為における意思決定が困難な人について、成年後見人・保佐人・補助人(以下「成年後見人等」という。)がその判断能力を補うことによって、その人の生命、身体、自由、財産等の権利を擁護する制度です。厚生労働省の認知症施策推進大綱において、2025年には65歳以上の約5人に1人が認知症と試算されていることを鑑み、本市では65歳以上の認知症を有する高齢者が約1,640人、また知的、精神障がい者数の約440人を合わせると約2,080人が対象と考えられます。本市に本籍地がある成年後見制度利用者人数は41人(令和5年10月現在)であり、制度の利用が必要と思われる認知症高齢者や知的・精神障がい者数と比較すると、制度利用者は著しく少ない状況にあります。背景としては、対象者に金銭管理等の支援者がおらず、やむを得ず施設や病院で管理していることも考えられ、本来成年後見制度の利用が必要だが利用につなげていない方がいることが考えられます。

本市では、計画に基づいて体制整備を進め、北空知1市4町の広域事業として中核機関である「北空知成年後見相談センター」の業務を令和5年4月深川市社会福祉協議会に委託し、準備期間を経て令和5年10月に開設しました。広報・普及啓発、相談機能から活動を開始しており、今後進化させていく必要があります。

(3) 地域連携ネットワークの体制の構築

地域連携ネットワークとは、国の基本計画において、権利擁護を必要とする方の発見・支援等を実施する事を目的に、保健・医療・福祉・法律の専門職等が連携し、「権利擁護支援チーム」「協議会」「中核機関」の3つ要素が機能できるよう北空知地域連携ネットワークの構築できるよう取り組みを進めていきます。



7. 介護保険事業の見込みP54～P57

令和6年度(2024年度)から令和8年度(2026年度)までの介護保険事業費の見込みは、高齢者人口、要介護認定者数、サービス利用の見込みや実績等から次のように推計しました。

		R6年	R7年	R8年	合計
①標準給付見込額		2,142,760,000	2,199,771,000	2,224,416,000	6,566,947,000
	介護給付費	1,977,825,000	2,029,531,000	2,051,942,000	6,059,298,000
	予防給付費	29,977,000	31,867,000	32,935,000	94,779,000
	その他給付費	134,958,000	138,373,000	139,539,000	412,870,000
②地域支援事業		169,145,000	171,234,000	171,684,000	512,063,000
	介護予防・日常生活支援総合事業	124,283,000	126,036,000	126,286,000	376,605,000
	包括的支援事業・任意事業	44,862,000	45,198,000	45,398,000	135,458,000
③介護保険事業費(①+②)合計		2,311,905,000	2,371,005,000	2,396,100,000	7,079,010,000

8. 将来推計値 P58～P61

令和12年度(2030年)・令和17年度(2035年)・令和22年度(2040年)の介護保険事業費の将来推計値を次のように推計します。

		R12年	R17年	R22年	合計
①標準給付見込額		2,201,390,000	2,255,134,000	2,248,702,000	6,705,226,000
	介護給付費	2,035,530,000	2,085,214,000	2,079,862,000	6,200,606,000
	予防給付費	32,678,000	32,882,000	32,786,000	98,934,600
	その他給付費	133,182,000	137,038,000	136,054,000	406,274,000
②地域支援事業		153,681,000	146,976,000	136,429,000	437,086,000
	介護予防・日常生活支援 総合事業	110,185,000	104,174,000	94,367,000	308,726,000
	包括的支援事業・任意事 業	43,496,000	42,802,000	42,062,000	128,360,000
③介護保険事業費(①+②)合計		2,355,071,000	2,402,110,000	2,385,131,000	7,142,312,000